

第34号議案

東京都台東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、旅費の支給に係る扶養親族の範囲に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の旅費に関する条例（昭和26年9月台東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「以下同じ。）」を「）、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。